

別表十(七)

「6」、「22」、「27」又は「31の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	()
--------------	-----	-----

別表十(七)

「6」欄 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の99第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10468」
- ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額

医療又は歯科医療に係る経費の額	1	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入額 (3) - (5)	6	

(注) 本別表は、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日以後に終了する連結事業年度が対象となります。
令和3年4月1日から「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日の前日までの間に終了した連結事業年度については、P43をご参照ください。

「22」欄 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の101第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10368」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
譲渡原価の額 (19)	21	
特別控除額 (20) - (21)	22	

「27」欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10367」
- ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

基金に係る法人名	23	
基金の告示番号		
当期に支出した負担金等の額	26	
同上のうち損金の額に算入した金額	27	

「31の計」 特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10656」
- ③ 「適用額」欄：「31の計」欄の金額

連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合		計
同上のうち損金の額に算入した金額	31	円